



川監委発第183号

令和7年1月28日

川 越 市 長 川 合 善 明 様
川越市議会議長 中 原 秀 文 様

川越市監査委員 中 沢 雅 生
 同 石 川 隆 二
 同 桐 野 忠
 同 高 橋 剛

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、
同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

上下水道局

総務企画課、財務課、給水サービス課、事業計画課、水道課、
下水道課、上下水道管理センター

第3 監査の期間

令和6年9月12日から令和7年1月28日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和6年度（4月から9月まで）の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した（必要に応じて、上記以外の期間についても対象とした。）。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

- ・ 使用料、使用料以外の雑収益を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

- ・ 委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行 ④関係帳票等

4 補助金の交付事務について

- ・ 4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

5 旅費の支出事務について

着眼点 ①目的及び履行 ②旅行命令書との整合

6 備品管理について

・ 備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況

7 情報管理について

着眼点 ①管理状況

8 内部統制について

着眼点 ①統制環境 ②リスクへの対応 ③体制整備

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果

監査の対象となった部署における財務に関する事務の執行について、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

【上下水道局】

〔意見〕

1 現金の管理について

川越市情報公開条例の規定による公文書の写しの交付に伴う実費の収納事務について、権限を有しない他課に現金を取扱わせた上で、歳入処理を行っていた。

今後は、水道事業及び公共下水道事業会計規程にのっとり、関係課と調整の上で現金の取扱いに係る実務、権限等に関し整理を行い、適正に事務処理を行うよう要望する。

個人情報の保護に関する法律の規定による公文書の写しの交付に伴う実費の収納事務について、令和5年度に関して、年間を通じて取扱い現金はなかったが、現金出納簿は年度末にまとめて作成しており、毎月企業出納員の確認がされていなかった。また、令和6年度について、現金出納簿を作成していなかった。

今後は、水道事業及び公共下水道事業会計規程等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(総務企画課)

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事

項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なものの。

意見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要望： 何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。